

芸術文化に係る補助金等の不正防止に関する検討資料

1. 近年における補助金等の不正行為の概要

【日本オペラ連盟（平成22年）】

平成16年度～20年度に同連盟が行った公演等で、文化庁の支援事業において、当該事業に支出していないのに支払ったとして事業費を過大に計上し文化庁に報告するなどして、不正に支援金6,300万円を受給した。

【東京室内歌劇場（平成23年）】

平成19年度～22年度に同劇場が行った公演で、文化庁等の補助事業等において、二重帳簿を作成するなどして、当該事業に要した経費を文化庁等に過大に報告し、不正に補助金等2億円超（見込み）を受給した。

【日本浪曲協会（平成23年）】

平成19年度～21年度に同協会が行った公演で、文化庁等の補助事業等において、架空の領収書を作成するなどして、当該事業に要した経費を文化庁等に過大に報告し、不正に補助金等1,500万円を受給した。

2. 補助金等の不正行為の現状

(1) 報告書に係る不正

◇虚偽の報告書の作成

- ・当該事業の自己負担分、他の事業の経費、団体の運営費などに充当するため、経費を過大に水増しして報告

(2) 証拠書類に係る不正

◇架空の帳簿、領収書の作成

- ・虚偽の報告を裏付けるために、帳簿、領収書を偽造
- ・出演料等について慣習的に現金で支払われているため、領収書の偽造が容易

(3) 不正行為を防止できなかった要因

◇事務処理体制の脆弱さ

◇特定の者への権限の集中

◇役員会組織・監査体制の形骸化

◇役員や実務担当者の事務処理に関する未熟さ

- ・会計知識の欠如、補助事業等の事業内容についての無理解

3. 補助金等の不正防止のための取組事例

平成23年度より「トップレベルの舞台芸術創造事業」については、経費の支払いを原則銀行振り込みとしており、また、当該事業の一部（年間活動支援型）についての申請は、次の団体要件を充たすものとしている。

◇法人格を有すること

◇監事等、監査を行う者のうち、1名は外部の者（公認会計士等）であること

◇財務諸表を公表していること